エコマーク商品類型 No.127

# 「消火器 Version2.2」

# 認定基準書

—適用範囲—

総務大臣が定める「消火器の技術上の規格を定める省令」(昭和 39 年制定)のうち、粉末(ABC)消火器に該当するもの。(輸出されるもの、エアゾール式簡易消火具、船舶用消火器、航空機用消火器は含まない。)

制 定 日　2010 年 4 月 1 日
最新改定日　2012 年 7 月 13 日
有効期限　2022 年 3 月 31 日

(公財)日本環境協会
エコマーク事務局

# エコマーク商品類型 No.127「消火器 Version2.2」認定基準書

（財）日本環境協会
エコマーク事務局

## 1. 認定基準制定の目的

消火器は、消防法により一定の商業施設、学校や図書館、公共施設などに装備が義務付けられているほか、自主的に設置する家庭も多く、非常に身近な製品である。消火器の年間生産本数は平成 20 年度で約 400 万本となっている。

消火器の耐用年数は未使用の場合、概ね 8 年程度と言われており、法定の設置については定期的な点検等が義務付けられ、管理が行われているが、家庭などで自主的に設置されるものについては、定期的な点検等は義務付けられていない。平成 14 年度の消防庁調査によれば、一般家庭の保有粉末消火器の製造・購入後経過年数サンプル調査において、5 割以上の家庭で製造・購入後 5 年以内のものを保有している一方、10 年以上経過した消火器、経過年数不明の消火器も 20%以上あった。同様に、粉末消火器を保有する世帯のうち、処分したい粉末消火器を保有したままの世帯が 20%以上あり、うち約 70%の世帯がその理由を「処分の仕方がわからない」ことを挙げている。消火器は、大きな圧力をかけて液体や粉末を封入しているものがあり解体には危険を伴うため、通常の一般廃棄物として処理ができない。循環型社会の早期構築と消火器の事故防止を図る観点からも、消火器の回収体制の整備が求められていた。

これを受け業界では回収体制の整備を進め、平成 12 年度に 27%であった回収率は平成 20 年度では約 55%に向上した。また、平成 17 年度には廃掃法にもとづく一般廃棄物の広域認定制度の対象品目に廃消火器（不用消火器）が追加され、現在では消火器メーカー全社が広域認定制度の認定を受けている。今後、さらなる回収率の向上が期待される。

消火器の構成材料のうち、容器に用いられる鉄およびアルミニウムについては、従来からマテリアルリサイクルが行われてきているが、1999 年 12 月に政府が決定した、新千年紀を迎え新しい産業を生み出す大胆な技術革新に取り組むことを目的とした産学官共同開発研究であるミレニアム・プロジェクトの技術開発により、回収された消火薬剤を再生消火薬剤や肥料として再利用可能としたことから、消火器 1 本当たりのリサイクル率は飛躍的に改善されている。

本商品類型は、再生消火薬剤を使用した消火器にエコマークを付与し、これを消費者に推奨することにより、不用消火器の回収・リサイクルに関する情報を広く普及し、もって消火器における 3R の推進、ならびに不用消火器のさらなる回収率の向上に資することを目的とする。

## 2. 適用範囲

総務大臣が定める「消火器の技術上の規格を定める省令」（昭和 39 年制定）のうち、粉末(ABC)消火器に該当するもの。（輸出されるもの、エアゾール式簡易消火具、船舶用消火器、航空機用消火器は含まない。）

## 3. 用語の定義

| 用語 | 定義 |
|---|---|
| 再生材料 | ポストコンシューマ材料およびプレコンシューマ材料またはそれらの混合物。 |
| ポストコンシューマ材料 | 製品として使用された後に、廃棄された材料または製品。 |
| プレコンシューマ材料 | 製品を製造する工程の廃棄ルートから発生する材料または不良品。ただし、原料として同一の工程（工場）内でリサイクルされるものは除く。 |
| 再生消火薬剤 | 一度使用され、または使用されずに収集または廃棄された消火薬剤をいう。 |
| 処方構成成分 | 製品に特性を付与する目的で意図的に加えられる成分をいう。製造プロセス上、不可避的に混入する不純物成分は含まない。 |
| 不用消火器回収率 | 不用消火器発生見込み数、または過去の消火器生産実績に対する不用消火器の回収本数の割合。 |
| リサイクル | マテリアルリサイクルをいう。ただし、ケミカルリサイクルのうちポリマを解重合して得たモノマを原料として重合して得たポリマは、マテリアルリサイクルに含む。エネルギ回収（サーマルリサイクル）は含まない。 |
| ケミカルリサイクル | モノマ・原料化、油化、高炉還元剤としての利用、コークス炉化学原料化、ガス化による化学工業原料化をいう。 |

## 4. 認定の基準と証明方法

各基準項目への適合の証明については、付属証明書を提出すること。

### 4-1. 環境に関する基準と証明方法

(1) 消火薬剤中の再生消火薬剤配合率が、40％以上であること。

【証明方法】
消火薬剤中の再生消火薬剤の配合割合（最低保証値）、管理方法などを記載した消火薬剤製造事業者の発行する「再生消火薬剤配合証明書」を添付すること。

(2) 申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など（以下、「環境法規等」という）を順守していること。また、申込日より過去 5 年間の環境法規等の順守状況（違反の有無）を報告すること。なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

【証明方法】
最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、申込製品を製造する事業代表者もしくは当該工場長（または相当する責任者）が発行する「環境法規等順守証明書」(環境法規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。
また、過去 5 年間に行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下の a.および b.の書類を提出すること。
a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)
b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の 1)～5)の資料(記録文書の写し等)
1) 工場が立地している地域に関係する環境法規等の一覧
2) 実施体制(組織図に役割等を記したもの)
3) 記録文書の保管について定めたもの
4) 再発防止策(今後の予防策)
5) 再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

(3) 製品に使用されるプラスチック材料は、ポリマ骨格にハロゲン元素を処方構成成分として添加していないこと。ただし、不用消火器回収率が 70％ 以上であって、かつ、回収した当該部品の 70％以上をマテリアルリサイクル(ホースについてはケミカルリサイクルも可とする）する場合には、本項目を適用しない。

【証明方法】
製品製造事業者発行の製品の使用材料一覧表を添付すること。ポリマ骨格にハロゲン元素の使用がある場合は、不用消火器回収率、当該部品のリサイクル内容およびリサイクル率を説明する文書を提出すること。なお、使用契約締結後、事務局より申込者に回収率およびリサイクル率の実績報告を求める(または現地監査を行う)ことがあり、申込者はそれに協力しなければならない。

(4) 包装は、省資源、リサイクルの容易さ、焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。包装に使用されるプラスチック材料は、ポリマ骨格にハロゲン元素を処方構成成分として添加していないこと。

【証明方法】
包装材料名を付属証明書に記載すること。

(5) 消火薬剤には鉛、カドミウム、銅、ニッケル、水銀および亜鉛の重金属を処方構成成分として添加していないこと。

【証明方法】
消火薬剤供給事業者の発行する証明書、および MSDS を添付すること。

(6) 製品は、回収するシステムが確立されていること。また、そのための情報提供がなされていること。

【証明方法】
別紙に規定する引き取り、リサイクルまたは環境に調和したエネルギ回収の体制が整備されていること（引き取りシステム、処理能力、処理内容、製品のリサイクル容易設計など）の説明として、広域認定制度の認定書類の写しなどを提出すること。
また、使用者が容易に本システムを利用できること（例えば、販売店での回収方法など）を記載した取扱説明書（ユーザマニュアル）などを提出すること。

(7) 回収された粉末(ABC)消火器は、適正な方法で解体され、金属部分および消火薬剤は、90%以上が適正にリサイクルされること。リサイクルできない部分は、適正な方法で処理・処分すること。

【証明方法】
解体の方法、各材料のリサイクルシステム（リサイクル方法およびリサイクル率など)、およびリサイクルできない部分の処理・処分方法を説明する資料を提出すること。

4-2．品質に関する基準と証明方法

(8) 品質については、「消火器の技術上の規格を定める省令」に適合し、合格表示をしていること。

【証明方法】
総務大臣の型式承認書の写しを添付すること。

5．商品区分、表示など

(1) 商品区分は、原則としてブランド名（シリーズ名）毎とし、かつ加圧式、蓄圧式毎および自動車用消火器、自動車用以外の消火器毎とする。

(2) 原則として、製品本体などにエコマークを表示すること。また、マーク下段表示は下記に示す環境情報表示とする。ただし、「エコマーク使用の手引」（2011年3月1日制定施行）に従い、マークと認定情報による表示（Bタイプの表示）を行うことも可とする。なおエコマーク商品認定・使用申込時にエコマーク表示箇所および表示内容を提出すること。環境情報表示は、二段表示を矩形枠で囲んだものとし、一段目に「再生消火薬剤を○○％使用」または「再生消火薬剤を○○％以上使用」、二段目に「回収およびリサイクルシステムを持つ」と記載すること。ここで○○％は消火薬剤中の再生消火薬剤配合率（「再生消火薬剤配合証明書」に記載されている最低保証値）を記載すること（小数点以下は切り捨てとする。同一商品区分内で再生消火薬剤配合率が異なる場合には、同一商品区分の最低値を表記すること）。なお、下表に従い再生消火薬剤配合率（最低保証値）が該当する区分の下限値を記載することも可とする。

エコマーク商品類型 No.127「消火器 Version1」の認定商品であって、引き続き、本商品類型でエコマーク使用契約を締結する認定商品に限っては、本商品類型のマーク下段表示においても、これまでどおり前商品類型でのマーク下段表示およびその認定番号を記載することも可とする。

**表　再生消火薬剤配合率の区分と下限値**

| 再生消火薬剤配合率 | 下限値 |
|---|---|
| 90%以上 100%未満 | 90% |
| 80%以上 90%未満 | 80% |

| 70%以上 80%未満 | 70% |
|---|---|
| 60%以上 70%未満 | 60% |
| 50%以上 60%未満 | 50% |
| 40%以上 50%未満 | 40% |

以下に、一例を示す。

エコマーク認定番号
第○○○○○○○○○号
（株）××××（エコマーク使用契約者名）

エコマーク認定番号
第○○○○○○○○○号（数字のみも可）
（株）××××（エコマーク使用契約者名）

2010年4月 1日　制定（Version2.0）

2011年3月 1日　改定　マーク表示方法の追加（Version2.1）

2012年7月13日　改定　5.(3)(4)削除（Version2.2）

2015年4月 1日　有効期限延長

2022年3月31日　有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。

別　紙

## 引取・リサイクルに関する証明書類

「広域認定制度」の認定を受けているケースであれば、下記③～⑥は全て満足する。
廃棄物の運搬・処分を委託する場合には、廃棄物処理法に従った方法で行い、下記③～⑥の証明が必要となる。

① 引取・リサイクルシステムの名称

② 引取・リサイクルの区分

マテリアルリサイクル／ケミカルリサイクル

③ 引取・リサイクルシステムの概要（引取・リサイクルシステム稼働実績にもとづくものとする）

1）財源

2）引取の担保

例：ユーザとの引取契約、製品への引取先記載など

3）引取・リサイクルシステムの稼働状況

例：引取・リサイクル対象製品・素材（金属、プラスチックなど）、
引取・リサイクルシステム適用地域、
引取率（引取数／販売数）、リサイクル率（リサイクル数／引取数）、
製品当りのリサイクル率（リサイクル重量／製品重量）、
引取能力、リサイクル処理能力（○○ｔ／年）、
再商品化展開用途など

4）引取・リサイクルシステム全体像と関係者の位置づけ

例：消火器メーカーが広域認定制度を受けた場合のモデル

**④ リサイクル処理事業者名称および廃棄物処理業許可の有無**

1）自社工場内処理（申込者）

2）中間処理業者

3）最終処理業者

などの関係者毎に事業者名称および廃棄物処理業許可などの証明書

**⑤ リサイクル処理業者への引き渡し方法**

申込製品の排出形態（産業廃棄物、一般廃棄物、有価物など）および排出者からリサイクル処理事業者までの申込製品引き渡し方法に関する説明

**⑥ 契約書の提出**

1）産業廃棄物処分および収集運搬委託契約書の写し

2）業務委託契約書（申込者と引取・リサイクルシステム運用者間の業務委託）の写しなど